

令和6年度ビーチクリーンスクール開催事業委託業務仕様書

1 業務名

令和6年度ビーチクリーンスクール開催事業委託業務

2 趣旨

海洋プラスチックごみをテーマとする環境学習会及びビーチクリーン活動を実施する体験型イベント（対象：小、中学生）を開催することにより、子どもたちが海洋プラスチックを含む海岸漂着物の実態や海洋環境保全について学習し、その原因となるごみを出さないための行動を自ら実践していくきっかけを与えるとともに、海洋環境保全への理解促進と行動の実践を促し、海洋ごみの発生抑制を図る。

3 委託上限額

2,159,300円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4 委託の期間

契約締結の日から令和7年3月14日（金）とする。

5 業務の内容

（1）体験型イベントの要件

- ア 開催回数：2回
- イ 開催時期：1回目・・・令和6年9月頃の1日
2回目・・・令和6年11月頃の1日
- ウ 開催場所：中予地域及び南予地域の海岸 各1回
（環境学習会は屋内での実施を想定しているため、ビーチクリーン活動場所付近に適切な会場を確保できることを条件に開催場所を提案すること。）
- エ 対象者：小学生（4～6年生）、中学生及びその保護者
- オ 参加人数：各30名程度（保護者を含む。）
- カ 体験型イベントの実施
 - （ア）海洋プラスチックごみの現状や漂着ごみの回収の意義等についての環境学習会（講師による説明）
 - （イ）ビーチクリーン活動
 - （ウ）振り返りワークショップ

（2）参加者の募集

- ア 新聞・雑誌・テレビ・インターネット・フリーペーパー・電車広告・ポスター等の中から効果的な広報・募集方法について、提案すること。
- イ 参加者の受付、決定及び連絡を行うこと。

（3）イベントの運営

ア イベントを開催するために必要な会場借上げ、会場設営、会場サイン、講師・現地スタッフの手配、当日受付（欠席者への対応を含む。）、進行管理、海岸清掃活動で回収したごみの処理等開催に係る一切の業務を行うこと。

イ 参加者に対する安全・衛生管理に十分注意すること。

ウ イベント開催当日、円滑な進行管理が出来るよう必要な現地スタッフを配置すること。

(4) 当日の集合場所及び交通案内（駐車場の状況）並びに集合場所と会場が異なる場合は連絡バス等の手配について提案内容に含めること。

(5) 雨天時の対応について提案内容に含めること。

(6) イベントの内容

ア ビーチクリーン活動を行う前に、海洋プラスチックごみの現状や漂着ごみの回収の意義等について講師による環境学習会を行うこと。

イ ビーチクリーン活動を1時間程度実施したのち、活動を振り返るワークショップを実施すること。

ウ 振り返りワークショップは、例えば、回収結果をもとにしたグループワークや、回収した漂着ごみを使用した工作体験など、海洋プラスチックごみの発生抑制に繋がるものを企画・提案を行うこと。

エ 環境学習会の講師の選定について企画・提案内容に含めること。選定にあたっては、過去2年間の同事業の講師等を参考に、可能な限り重複しないように検討すること。また、愛媛県海岸漂着物対策活動推進員・団体の活用を検討すること。

【過去の講師等一覧】

○令和4年度

〈講師〉

- ・片岡智哉氏（愛媛大学大学院理工学研究科 准教授）
- ・原田禎夫氏（大阪商業大学公共学部公共学科 准教授・博士）

〈参加協力団体〉

- ・愛媛県立松山北高等学校中島分校
- ・愛媛県立長浜高等学校

○令和5年度

〈講師〉

- ・尾崎健史氏（さだみさき海援隊代表）
- ・岩田功次氏（一般社団法人 E.C オーシャンズ代表理事）
- ・藤原陽一郎氏、寺岡徳光氏（ビーチクリーンしまなみ）

〈参加協力団体〉

- ・愛媛県地球温暖化防止活動推進センター
- ・ビーチクリーンしまなみ

オ イベントの内容に応じ参加者を対象とした傷害保険へ加入するなど、参加者の安全面に配慮すること。

(7) 当日配布資料（当日プログラム、講義資料等）を作成・印刷し、参加者

に配布すること。

(8) その他、事業目的を達成するために効果的な業務を行うこと。

6 事業計画書及び報告書の提出

(1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに広報手段やイベント内容等の具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して愛媛県に提出すること。

(2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。

(3) 委託業務の実施状況について、県ホームページ上等に掲載できる画像データを提出すること。

(4) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(5) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

7 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。

8 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本業務で得られた成果は、原則として、愛媛県に帰属する。

(2) 秘密保持

本業務において知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

9 その他

その他詳細については、必要な都度、愛媛県と受託者で協議する。